平成２３年（フ）第５７号
広島県庄原市西本町２丁目23番32―１号、前住所広島県庄原市東本町４丁目７番２―402号
債務者　音野　　豊
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２３年（フ）第１１１７号
仙台市若林区沖野２丁目８番１―301号
債務者　大鷹　速雄
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３０号
仙台市青葉区木町７番22号
債務者　海老名のぞみ
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１３４号
仙台市宮城野区新田１丁目４番６号　ホワイトハウス202
債務者　佐々木惠子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４０号
宮城県名取市植松１丁目２番５号
債務者　相原　達也
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６２号
仙台市青葉区上杉６丁目８番31号　サンコーポ上杉105
債務者　庄子　勇夫
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１１６３号
仙台市青葉区国見ケ丘４丁目３番地の７
債務者　渥美みよ子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２２６号
福島県二本松市杉田町１丁目71番地
債務者　上田喜美子
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２４８号
福島市北中央２丁目９番地　市住６―42
債務者　渡辺真弓美
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５８９号
茨城県ひたちなか市相金町32番地５　ちとせや住宅３号、旧住所埼玉県上尾市井戸木３丁目23番地３　マ・メゾン103
債務者　矢吹　謙一
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５９４号
茨城県水戸市下大野町1780番地の２
債務者　鈴木　惠子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５９７号
茨城県那珂市菅谷2648番地５　ドリームハイツ101号室、旧住所茨城県那珂市額田南郷466番地
債務者　岩崎　義昭
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６００号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅309棟３Ｇ―３号
債務者　三輪より子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６０２号
茨城県那珂郡東海村大字村松104番地
債務者　須藤　和也（旧姓三輪）
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６０９号
茨城県水戸市双葉台５丁目24番地　市営双葉台住宅６棟３Ｆ６号
債務者　沼里　綾子
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６１０号
茨城県鉾田市徳宿2411番地７
債務者　高橋　亜矢
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６１２号
茨城県水戸市城東３丁目２番57号
債務者　馬場　美紀
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
水戸地方裁判所